

令和9年度

放課後児童クラブ 入所のしおり



◆放課後児童クラブとは◆

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

※保護者が疾病や介護・看護、障害等により昼間家庭での養育ができない小学生も対象となります。



伊勢崎市福祉こども部子育て支援課
【令和8年9月作成】

～目次～

1	伊勢崎市内の放課後児童クラブ一覧	- 1 -
2	放課後児童クラブへの入所申込	- 3 -
(1)	民設の放課後児童クラブへの入所申込	- 3 -
	放課後児童クラブ利用者負担金（利用料金）	- 3 -
(2)	公設の放課後児童クラブへの入所申込	- 4 -
ア	入所申込にあたって	- 4 -
イ	令和9年度一斉入所（年度当初からの入所）	- 8 -
ウ	令和9年度随時入所（年度途中からの入所）	- 12 -
エ	入所後の届出	- 15 -
オ	放課後児童クラブ利用者負担金（利用料金）	- 16 -
3	よくあるご質問	- 19 -

1 伊勢崎市内の放課後児童クラブ一覧

本市の放課後児童クラブには、「民設（民間事業者が設置）」と「公設（自治体が設置）」が存在し、保護者や児童の多様なニーズに対応するために「民設」を主体として設置されています。

対象区域	クラブ名	所在地	電話番号	区分
北 小学校	こども N みかた	曲輪町 15-12	0270-27-5830	民設
	こども i らんど	曲輪町 26-5	0270-22-1169	
	放課後児童クラブあかいし	曲輪町 24-29	0270-75-1338	
南 小学校	やさか太陽クラブ	八坂町 5-15	0270-75-3305	民設
	yam きっず☆みなみ	上泉町 253-1	0270-61-5266	
	南小学校放課後児童クラブ	上泉町 310	0270-25-0440	公設
殖蓮 小学校	さくらんぼ児童クラブ	上植木本町 1754-16	0270-26-6266	民設
	児童クラブ赤城	上諏訪町 2032-7	0270-25-7303	
	うえはす児童クラブ HOP	昭和町 3907	070-4196-0700	
	tonan 児童倶楽部殖蓮	上植木本町 2664-3	0270-75-2855	
	殖蓮小学校放課後児童クラブ	上植木本町 2763	0270-22-1665	公設
茂呂 小学校	もろ児童クラブ	茂呂町二丁目 2158-1	0270-22-0635	民設
	茂呂のぞみ児童クラブ	茂呂町二丁目 3501-1	0270-24-8221	
	あおば児童クラブ	茂呂町二丁目 3316	0270-27-5933	
	あおば児童クラブ第 2	茂呂町二丁目 780-3M2 ビル 2 階	0270-27-4321	
	あおば児童クラブ第 3	茂呂町二丁目 2158-2	0270-27-4360	
	あおば児童クラブ第 4	茂呂町二丁目 2158-2	0270-27-9199	
	あおば児童クラブ第 5	茂呂町二丁目 761-1	0270-75-2744	
三郷 小学校	トトロの家児童クラブ	波志江町 1035-2	0270-23-2997	民設
	スマイルのいえ	波志江町 630-2	0270-75-2402	
	tonan 児童倶楽部華蔵寺	乾町 75-46	0270-75-2855	
	放課後スクール i キッズみさと	波志江町 1043	070-3544-5235	
	三郷小学校放課後児童クラブ	波志江町 1656-2	0270-24-1017	公設
宮郷 小学校	ハローキャンパス児童クラブ	田中島町 1509-1	080-8814-7702	民設
	じいじとばあばの宝物 いせさき宮郷	連取町 489-3	0270-23-3330	
	こども Mgo	田中島町 1481-13	0270-61-5848	
	放課後スクール i きっず	安堀町 1178-4	0270-23-5235	
	スマイル放課後児童クラブ	田中島町 1144-1	070-2801-1278	
	アイビー児童クラブ第 1	田中島町 1460-9	0270-75-3715	
	アイビー児童クラブ第 2	田中島町 1482-2 ソレアード AKAGI105	0270-75-3158	
坂東 小学校	どんぐり児童クラブ坂東教室	戸谷塚町 98-1	0270-32-1400	民設
	tonan 児童倶楽部伊勢崎坂東	除ヶ町 417-1	0270-75-2855	
名和 小学校	どんぐり児童クラブ名和教室	堀口町 570	0270-32-1400	民設
豊受 小学校	ゆたか児童クラブ	馬見塚町 1196-1	0270-32-3691	民設
	児童クラブポプラ	馬見塚町 230-1	0270-32-2440	

対象区域	クラブ名	所在地	電話番号	区分
北二 小学校	ひまわり児童クラブ	宗高町 118	080-9520-6970	民設
	さくら児童クラブ	柳原町 104-6	070-2100-1234	
殖蓮第二 小学校	あおぞら児童クラブ	下植木町 1151-2	0270-21-0521	民設
	うえはす児童クラブ HOPⅢ	日乃出町 1347-1	080-8069-9852	
広瀬 小学校	あすなろ館児童クラブ	山王町 1142-6	0270-26-6501	民設
	ひろせこどもの家児童クラブ	新栄町 4075-6	0270-26-4115	
宮郷第二 小学校	こども@みらい	連取町 3074-20	0270-61-7728	民設
	なのはな児童クラブ	連取町 3054-1	0270-26-8652	
	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	連取町 3069-3	0270-24-8089	公設
赤堀 小学校	lion 児童クラブ	市場町一丁目 25-2	070-4563-2600	民設
	lion 児童クラブ第二	西久保町三丁目 445-10	070-4563-2600	
	大光寺児童クラブ	西久保町二丁目 397-1	0270-63-5775	
	赤堀児童館放課後児童クラブ	西久保町二丁目 105	0270-63-1001	公設
赤堀南 小学校	あかべこ児童クラブ	五目牛町 100-7	080-5063-5420	民設
	tonan 児童倶楽部赤堀南	市場町二丁目 447	0270-75-2855	
	赤堀南児童館放課後児童クラブ ※原則、2年生以下が対象	堀下町 276	0270-62-8723	公設
	赤堀南小学校放課後児童クラブ ※原則、3年生以上が対象	堀下町 308-2	0270-75-6115	
赤堀東 小学校	tonan 児童倶楽部伊勢崎北	香林町一丁目 320-6	0270-75-2855	民設
	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ	香林町一丁目 1348-1	0270-63-1616	公設
あずま 小学校	児童クラブオンリーワン	西小保方町 79-1	0270-55-1871	民設
	tonan 児童倶楽部伊勢崎	田部井町二丁目 1266-4	0270-75-2855	
	さざんか児童館放課後児童クラブ	東町 2767	0270-62-8880	公設
あずま北 小学校	あずまの森児童クラブ	田部井町一丁目 1092-1	0270-61-7800	民設
	児童クラブあとりえあずま	上田町 165-4	070-3137-6522	
	きく児童館放課後児童クラブ	国定町二丁目 1795-1	0270-61-0600	公設
あずま南 小学校	よつば児童クラブ	東小保方町 3433-1	0270-62-7777	民設
	学童クラブ子どもの森	東小保方町 3440-7	0270-50-0562	
	tonan 児童倶楽部あずま南	三室町 4447-1	0270-75-2855	
	あやめ児童館放課後児童クラブ	三室町 3484-3	0270-62-9977	公設
境 小学校	学童保育所すぎな教室	境 515-2	0270-74-5523	民設
	学童保育所第 2 すぎな教室	境 315-1	0270-74-1084	
境剛志 小学校	学童保育所ひまわり教室	境下武士 853-25	0270-74-5841	民設
	くるみ児童クラブ	境上武士 604	0270-61-8449	
境東 小学校	たけのこ児童クラブ	境米岡 250-1	0270-74-5599	民設
	たけのこ児童クラブ第 3	境栄 49-5	0270-74-5599	
境采女 小学校	学童保育所うねめ教室	境下湊名 1968	0270-76-4141	民設
	yam きっず☆うねめ	境伊与久 2762	0270-75-3720	
	yam きっず☆うねめ 2	境伊与久 2757-3	0270-75-3033	

2 放課後児童クラブへの入所申込

放課後児童クラブへの入所申込は以下のとおり受け付けます。クラブによって申込方法等が異なりますので、入所を希望するクラブに応じた方法で申し込んでください。

<複数の放課後児童クラブへの入所申込の併願について>

公設の放課後児童クラブとしては制限を設けておりませんが、民設の放課後児童クラブの方針によっては併願による入所申込を受け付けていない場合があります。併願を希望される際は、予め申込先の民設の放課後児童クラブへ確認してください。

(1) 民設の放課後児童クラブへの入所申込

本市には、民設の放課後児童クラブが多く設置されています。

入所申込の方法や日程、利用に関するルール等はクラブによって異なりますので、直接クラブへ問い合わせから申し込んでください。

各クラブの詳細については市ホームページに掲載していますので、下記のQRコードのリンク先から、「入所申込案内一覧」を確認してください。



▲市ホームページ

「放課後児童クラブへの入所案内」

放課後児童クラブ利用者負担金（利用料金）

民設の放課後児童クラブ利用者負担金の金額や支払方法等については、直接クラブへ確認してください。

助成事業

民設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者について、市民税が非課税である、市民税が均等割のみ課税である又は生活保護を受けている場合は、利用者負担金の助成を受けることができます。

手続きの案内については、年に2回、民設の放課後児童クラブを経由して配布します。

申請期間は、上半期（4月から9月）の利用分は9月から10月、下半期（10月から3月）の利用分は3月です。

詳しくは、市ホームページにも掲載しておりますので確認してください。



▲市ホームページ

「放課後児童クラブ利用者負担金減免制度・助成事業」

(2) 公設の放課後児童クラブへの入所申込

公設の放課後児童クラブへの入所申込については以下のとおりです。

ア 入所申込にあたって

注意事項

- ・公設の放課後児童クラブは、年度ごと又は月ごとに入所の調整を行うため、学年が上がる際に継続して入所したい場合は申込みが必要となり、状況によっては同じクラブでの入所が続けられない場合があります。
- ・医療的ケアが必要な方や、大きな傷病のある方、重度のアレルギーがある方は、事前に申し出てください。より安全に入所ができるよう、相談の上で入所申込先のクラブを調整させていただく場合があります。

入所申込の募集方法

入所を希望する時期に応じた2種類の募集方法があります。

募集方法	説明
一斉入所（年度当初からの入所）	4月から入所を希望する場合 ※詳しくは 8 ページを確認してください。
随時入所（年度途中からの入所）	年度の途中（5月以降）から入所を希望する場合 ※詳しくは 12 ページを確認してください。

入所の形態

次の2種類のうちから希望する入所形態で申し込んでください。一般的な入所形態は「**通常入所**」です。

入所形態	利用者負担金 (利用料金)	説明
 通常入所	月額 10,000 円	<u>通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。</u> 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	<u>一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。</u> 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です（各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります。）。 利用者負担金の支払方法は納付書払いとなります。

放課後児童クラブを必要とする事由

下記の事由に該当する保護者の児童が放課後児童クラブを利用できます。

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者（父母等）それぞれの状況を確認いたします。

保護者の状況	放課後児童クラブを必要とする理由等
就労	保護者が就労しているため
妊娠・出産	保護者が出産前後であるため ※入所可能期間は、出産(分娩)予定日の 8 週前の日が属する月から 8 週後の日が属する月まで
疾病・障害	保護者が病気・負傷又は心身に障害を有するため（医師が認めるものに限る。）
親族の介護・看護	保護者が親族の介護・看護にあたっているため
就学	保護者が就学をしているため（職業訓練校等での職業訓練を含む。）
虐待・DV	保護者に虐待や DV の恐れがあるため
災害	火災・風水害などの災害復旧にあたっているため
求職中	保護者が求職活動を行っているため（起業準備を含む。） ※一斉入所の一次募集では申込不可。二次募集以降に申込可
不在	離別等により保護者が不在のため（離婚協議中を含む。）
その他	上記に類する状態で、放課後児童クラブが必要と市が認める場合 ・育児休業期間中における子の養育にあたっているため 等

～育児休業期間中の取扱い～

育児休業期間中であっても、入所する児童の環境や保護者の育児負担に配慮し、入所申込をすることができます。入所を希望する月ごとの申込期間内に申し込んでください。

ただし、入所状況により、入所ができない場合がありますので予めご了承ください。

<復職時期に合わせた申込み（優先利用の配慮）>

育児休業から復職する時期に合わせて入所を希望する場合は、就労支援の観点から、入所調整において優先利用の配慮対象となります（入所を確約するものではありません。）。

【復職時期と申込期間の目安】

復職予定日を含む月の前月からの入所に係る申込みができます。

- 4月1日から5月31日までに復職する場合
⇒「一斉入所」の申込期間内に申し込んでください。
- 6月1日以降に復職する場合
⇒「随時入所」の月ごとの申込期間内に申し込んでください。

(例)	復職予定日	入所開始可能月	申込期間
	令和9年5月20日	令和9年4月	一斉入所（令和8年10月1日～令和8年11月16日）
	令和9年6月1日	令和9年5月	5月随時入所（令和9年3月1日～令和9年4月9日）

※復職予定日は就労証明書の記載内容により判断します。

申込場所

入所を希望するクラブによって、申込場所が異なりますので注意してください。

【申込場所】市役所子育て支援課（東館2階28番窓口） ☎0270-27-8805

※初めて入所を希望する方は、申込みをする前に直接クラブへ連絡をして、施設見学をすることを推奨します。

※申込書類等に関しては、市役所子育て支援課まで問い合わせてください。

※前年度から継続して入所を希望する方は、直接入所中のクラブへ問い合わせてください。

対象区域	クラブ名	所在地	電話番号
南小学校	南小学校放課後児童クラブ	上泉町310	0270-25-0440
殖蓮小学校	殖蓮小学校放課後児童クラブ	上植木本町2763	0270-22-1665
宮郷第二小学校	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	連取町3069-3	0270-24-8089

【申込場所】各放課後児童クラブ

※申込みをする前に直接クラブへ連絡をして、申込みの受付や面接について相談してください。

（面接日：令和9年11月14日（土））

対象区域	クラブ名	所在地	電話番号
三郷小学校	三郷小学校放課後児童クラブ	波志江町1656-2	0270-24-1017
赤堀小学校	赤堀児童館放課後児童クラブ	西久保町二丁目105	0270-63-1001
赤堀南小学校	赤堀南児童館放課後児童クラブ ※原則、2年生以下が対象	堀下町276	0270-62-8723
	赤堀南小学校放課後児童クラブ ※原則、3年生以上が対象	堀下町308-2	0270-75-6115
赤堀東小学校	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ	香林町一丁目1348-1	0270-63-1616
あずま小学校	さざんか児童館放課後児童クラブ	東町2767	0270-62-8880
あずま北小学校	きく児童館放課後児童クラブ	国定町二丁目1795-1	0270-61-0600
あずま南小学校	あやめ児童館放課後児童クラブ	三室町3484-3	0270-62-9977

※赤堀南小学校区域のクラブについては、入所状況によって対象学年が変動する場合があります。

開所日時

- 学校の登校日 放課後から午後7時まで
- 土曜日・学校休業日（長期休暇等） 午前8時から午後7時まで

<休所日> 日曜日・祝日・年末年始

※台風や大雪等によりクラブの開所が困難な場合は、やむを得ず休所する場合があります。

入所審査基準

入所要件を満たしている場合であっても、クラブの入所定員に応じて保育を受ける必要性の高い児童を優先的に入所させるため、入所調整における審査基準に従い、保護者の就労状況等を「基準指数」、その他の考慮すべき状況等を「調整指数」とし、両者を合算した点数に基づいて各児童の保育の必要度を審査し入所順位を決定しています。

申込書類

- ① 放課後児童クラブ入所申込書
- ② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類(就労証明書等)
- ③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課(東館2階28番窓口)で配布しています。



▲市ホームページ

「放課後児童クラブへの入所案内」

<②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について>

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者(父母等)それぞれの証明が必要です。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、早めに準備をしてください。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※二重線の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産(分娩)予定日が分かる箇所をコピー
疾病・障害	● 保護者の<u>病状内容証明書</u>又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族(要介護者)の<u>病状内容証明書</u>、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明(DV証明書等)のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書のコピー ※証明書類が用意できない場合、 <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> 生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書

イ 令和9年度一斉入所（年度当初からの入所）

4月から入所を希望する場合は、一斉入所の申込期間内に申し込んでください。

一次募集と二次募集がありますが、可能な限り、一次募集で申し込んでいただきますようお願いいたします。

一次募集

<一次募集における主な募集対象者>

- 年度を通して入所をしたい方

※一次募集では、入所形態が「一時入所」の場合や保護者の状況が「求職中」の場合は申込みができませんので、二次募集以降に申し込んでください。

※就労を開始する時期の都合等により、年度の途中（令和9年5月以降）から入所を希望する方は随時入所（12 ページ参照）の期間内に申し込んでください。

<申込みができる入所形態と入所期間>

入所形態	入所期間
通常入所	● 令和9年4月1日～令和10年3月31日 ※保護者の状況によっては入所期間満了日が年度の途中までとなる場合もあります。

① 入所申込

<申込期間> 令和8年10月1日（木）～令和8年11月16日（月）※必着

事前にクラブへ連絡をして、申込みの受付や面接、クラブの見学等について相談してください。

※詳しくは 6 ページを確認してください。

先着順ではありませんが、申込締切日を1日でも過ぎた場合は審査ができません。必ず申込期間内に全ての書類が提出できるように申し込んでください。



② 申込後～申込結果待ち

<入所申込を取り下げる場合>

家庭状況の急変や併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブへの入所申込を取り下げる場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。



▲放課後児童クラブ申出書（入所申込の取下げ・入所承諾の辞退）



③ 申込結果

<結果発送予定日> 令和9年1月15日（金）

「放課後児童クラブ入所承諾書」又は「放課後児童クラブ入所不承諾通知書」が保護者宛に郵送されます。発送日まで電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。



④-1 承諾	④-2 不承諾
入所承諾後は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。 <クラブへの提出物> ● <u>児童票・個人情報使用同意書提出</u> 2月末日（日祝日の場合は前開所日）までにクラブへ直接提出してください。 ※期限を待たず、申込結果が届き次第、速やかに提出してください。 <利用者負担金の納付手続き> ● <u>口座振替申込（通常入所に限る。）</u> Web 申込の場合は4月10日までに申し込んでください。 口座振替依頼書の場合は3月末営業日までに金融機関へ申し込んでください。 ※詳しくは、16 ページを確認してください。 <市役所への提出物> ● <u>減免申請</u> 該当の方は、4月10日（土日祝日の場合は前開所日）までに申請してください。 ※詳しくは、17 ページを確認してください。 <入所承諾を辞退する場合> 併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブの入所承諾を辞退する場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。  ▲放課後児童クラブ申出書（入所申込の取下げ・入所承諾の辞退）	放課後児童クラブの利用を希望する場合は、次の2つから検討してください。 <一次募集不承諾後の手続き> ① <u>民設の放課後児童クラブへ申込</u> ※詳しくは 3 ページを確認してください。 民設の放課後児童クラブへの入所については、直接クラブへ問い合わせから申し込んでください。 ② <u>公設の放課後児童クラブへ二次募集で再申込</u> ※詳しくは 10 ページを確認してください。 ● <u>年度を通しての利用ではなく、長期休暇期間のみの利用を希望して再申込</u> 長期休暇期間については、受入体制を強化しています。そのため、年度を通しての入所が不承諾となった方でも、長期休暇期間に限定すれば承諾となる場合があります。長期休暇期間のみの利用を希望する場合は、まずは春休み期間（4月）のみの入所を希望して申し込んでください。 ● <u>家庭状況に変更があったため再申込</u> 家庭状況に変更があった場合には再申込をすることで承諾となる場合がありますので、変更となった申込書類を提出してください。変更のない書類は再提出する必要はありませんが、入所申込書は必ず提出してください。 ● <u>辞退者が生じた場合に備えて再申込</u> 入所承諾者からの辞退によって定員に空きが生じる場合に備えて再申込をすることもできますが、早めに空きのある民設の放課後児童クラブへ入所申込をしていただくことを推奨します。

二次募集

<二次募集における主な募集対象者>

- 一次募集終了後に転居や転入が決まった方
- 一次募集終了後に家庭状況に変更があった方
- 春休み期間(4月のみ)の入所を希望する方
- 一時入所を希望する方
- 一次募集期間に申込みが間に合わなかった方

※一次募集時から変更のない方の再申込も可能ですが、入所ができる可能性は低いため、民設の放課後児童クラブに空きがあるうちに早めに入所申込をしていただくことを推奨します。

<申込みができる入所形態と入所期間>

入所形態	入所期間
通常入所	● 令和9年4月1日～令和10年3月31日 ※保護者の状況によっては入所期間満了日が年度の途中までとなる場合もあります。
一時入所	● 令和9年4月1日～令和9年4月30日

① 入所申込

<申込期間> 令和9年1月4日(月)～令和9年2月15日(月) ※必着

事前にクラブへ連絡をして、申込みの受付や面接、クラブの見学等について相談してください。

※詳しくは6ページを確認してください。

先着順ではありませんが、申込締切日を1日でも過ぎた場合は審査ができません。必ず申込期間内に全ての書類が提出できるように申し込んでください。



② 申込後～申込結果待ち

<入所申込を取り下げる場合>

家庭状況の急変や併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブへの入所申込を取り下げる場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。



▲放課後児童クラブ申出書(入所申込の取下げ・入所承諾の辞退)



③ 申込結果

<結果発送予定日> 令和9年3月10日(水)

「放課後児童クラブ入所承諾書」又は「放課後児童クラブ入所不承諾通知書」が保護者宛に郵送されます。発送日まで電話での問い合わせには応じられないのでご了承ください。



④-1 承諾	④-2 不承諾
入所承諾後は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。 <クラブへの提出物> ● <u>児童票・個人情報使用同意書提出</u> 3月20日（日祝日の場合は前開所日）までにクラブへ直接提出してください。 ※期限を待たず、申込結果が届き次第、速やかに提出してください。 <利用者負担金の納付手続き> ● <u>口座振替申込（通常入所に限る。）</u> Web 申込の場合は4月10日までに申し込んでください。 口座振替依頼書の場合は3月末営業日までに金融機関へ申し込んでください。 ※詳しくは、16 ページを確認してください。 <市役所への提出物> ● <u>減免申請</u> 該当の方は、4月10日（土日祝日の場合は前開所日）までに申請してください。 ※詳しくは、17 ページを確認してください。 <入所承諾を辞退する場合> 併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブの入所承諾を辞退する場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。  ▲放課後児童クラブ申出書（入所申込の取下げ・入所承諾の辞退）	放課後児童クラブの利用を希望する場合は、次の2つから検討してください。 <二次募集不承諾後の手続き> ① <u>民設の放課後児童クラブへ申込</u> ※詳しくは3 ページを確認してください。 民設の放課後児童クラブへの入所については、直接クラブへ問い合わせから申し込んでください。 ② <u>公設の放課後児童クラブへ随時入所（5月入所以降）で再申込</u> ※詳しくは12 ページを確認してください。 以後は、随時入所（年度途中からの入所）の申込期間となります。 ● <u>家庭状況に変更があったため再申込</u> 家庭状況に変更があった場合には再申込をすることで承諾となる場合がありますので、変更となった申込書類を提出してください。変更のない書類は再提出する必要はありませんが、入所申込書は必ず提出してください。 ● <u>辞退者や退所者が生じた場合に備えて再申込</u> 入所承諾者からの辞退や退所によって定員に空きが生じる場合に備えて再申込をすることもできますが、早めに空きのある民設の放課後児童クラブへ入所申込をしていただくことを推奨します。

ウ 令和9年度随時入所（年度途中からの入所）

年度の途中（5月以降）から入所を希望する場合は、随時入所の申込期間内に申し込んでください。

<随時入所における主な募集対象者>

- ・年度の途中に転居や転入が決まった方
- ・年度の途中に家庭状況に変更があった方
- ・保護者の育児休業が終了し、就労を開始する方
- ・夏休み期間や冬休み期間の入所を希望する方
- ・家庭の都合により、一部期間に限り入所を希望する方

<入所開始月ごとの申込期間と、その期間に申込みができる入所期間>

入所 開始月	申込期間（必着） ※入所開始月の2か月前から 入所開始月の前月10日 （土日祝日の場合は前平 日）まで	申込みができる入所形態ごとの入所期間	
		通常入所 ※年度を通しての入所が基本 であるが、長期休暇期間等に 限る短期間の入所も可能	一時入所 ※1か月間の入所。入所を希望 する月ごとに申込みが必要
5月	令和9年3月1日（月） ～令和9年4月9日（金）	5月1日～3月31日	5月1日～5月31日
6月	令和9年4月1日（木） ～令和9年5月10日（月）	6月1日～3月31日	6月1日～6月30日
7月	令和9年5月6日（木） ～令和9年6月10日（木）	7月1日～3月31日 7月1日～8月31日	7月1日～7月31日
8月	令和9年6月1日（火） ～令和9年7月9日（金）	8月1日～3月31日 8月1日～8月31日	8月1日～8月31日
9月	令和9年7月1日（木） ～令和9年8月10日（火）	9月1日～3月31日	9月1日～9月30日
10月	令和9年8月2日（月） ～令和9年9月10日（金）	10月1日～3月31日	10月1日～10月31日
11月	令和9年9月1日（水） ～令和9年10月8日（金）	11月1日～3月31日	11月1日～11月30日
12月	令和9年10月1日（金） ～令和9年11月10日（水）	12月1日～3月31日 12月1日～1月31日	12月1日～12月31日
1月	令和9年11月1日（月） ～令和9年12月10日（金）	1月1日～3月31日 1月1日～1月31日	1月1日～1月31日
2月	令和9年12月1日（水） ～令和10年1月7日（金）	2月1日～3月31日	2月1日～2月28・29日
3月	令和10年1月4日（火） ～令和10年2月10日（木）	3月1日～3月31日	3月1日～3月31日

① 入所申込

前ページを参考に、入所開始月ごとの申込期間内に申し込んでください。

その際は事前にクラブへ連絡をして、申込みの受付や面接、クラブの見学等について相談してください。

※詳しくは 6 ページを確認してください。

先着順ではありませんが、申込締切日を1日でも過ぎた場合は審査ができません。必ず申込期間内に全ての書類が提出できるように申し込んでください。



② 申込後～申込結果待ち

<入所申込を取り下げる場合>

家庭状況の急変や併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブへの入所申込を取り下げる場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。



▲放課後児童クラブ申出書(入所申込の取下げ・入所承諾の辞退)



③ 申込結果

<結果発送予定日> 入所開始月の前月20日(土日祝日の場合は前開庁日)

「放課後児童クラブ入所承諾書」又は「放課後児童クラブ入所不承諾通知書」が保護者宛に郵送されます。発送日まで電話での問い合わせには応じられないのでご了承ください。



④-1 承諾	④-2 不承諾
入所承諾後は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。 <クラブへの提出物> ● <u>児童票・個人情報使用同意書提出</u> 申込結果が届き次第、速やかに、入所が決まったクラブへ直接提出してください。 <利用者負担金の納付手続き> ● <u>口座振替申込（通常入所に限る。）</u> Web 申込の場合は入所開始月の10日までに申し込んでください。 口座振替依頼書の場合は入所開始月の前月末営業日までに金融機関へ申し込んでください。 ※詳しくは、16 ページを確認してください。 <市役所への提出物> ● <u>減免申請</u> 該当の方は、入所開始月の10日（土日祝日の場合は前開庁日）までに申請してください。 ※詳しくは、17 ページを確認してください。 <入所承諾を辞退する場合> 併願していたクラブへの入所が決定したこと等により、公設のクラブの入所承諾を辞退する場合は、早急に下記QRコードのリンク先のフォームから申し出をしてください。 ▲放課後児童クラブ申出書（入所申込の取下げ・入所承諾の辞退）	放課後児童クラブの利用を希望する場合は、次の2つから検討してください。 <随時入所不承諾後の手続き> ① <u>民設の放課後児童クラブへ申込</u> ※詳しくは 3 ページを確認してください。 民設の放課後児童クラブへの入所については、直接クラブへ問い合わせしてから申し込んでください。 ② <u>公設の放課後児童クラブへ翌月以降の随時入所で再申込</u> ※詳しくは 12 ページを確認してください。 公設の放課後児童クラブについては、随時入所（年度途中からの入所）により毎月入所の調整を行っています。 ● <u>家庭状況に変更があったため再申込</u> 家庭状況に変更があった場合には再申込をすることで承諾となる場合がありますので、変更となった申込書類を提出してください。変更のない書類は再提出する必要はありませんが、入所申込書は必ず提出してください。 ● <u>辞退者や退所者が生じた場合に備えて再申込</u> 入所承諾者からの辞退や退所によって定員に空きが生じる場合に備えて再申込をすることもできますが、早めに空きのある民設の放課後児童クラブへ入所申込をしていただくことを推奨します。

エ 入所後の届出

入所申込時の状況に変更があった場合（申込事項変更届）

入所申込時の状況（住所、電話番号、保護者の状況、育児休業の取得等）に変更があった場合は、速やかに下記の提出場所へ「放課後児童クラブ申込事項変更届」を提出してください。

クラブ名	提出場所
南小学校放課後児童クラブ	市役所子育て支援課（東館2階28番窓口）
殖蓮小学校放課後児童クラブ	
宮郷第二小学校放課後児童クラブ	
三郷小学校放課後児童クラブ	各放課後児童クラブ
赤堀児童館放課後児童クラブ	
赤堀南児童館放課後児童クラブ	
赤堀南小学校放課後児童クラブ	
さざんか児童館放課後児童クラブ	
きく児童館放課後児童クラブ	
あやめ児童館放課後児童クラブ	

入所承諾期間の途中に退所する場合（退所届）

家庭の都合等により退所する場合は、必ず退所する月（利用最終月）の10日までに下記フォームから届け出をしてください。

また、下記フォームから届け出をすることに加えて、放課後児童クラブへ直接口頭で退所する旨を伝えてください。

※実際に利用しなかった場合でも、入所承諾期間中は利用者負担金が発生しますので、利用する必要がない場合は早めに退所の手続きをしてください。

※届出期限を過ぎた後も、最終利用月の末日までは届出を受け付けますが、早めの届出にご協力をお願いいたします。遅くとも退所する月（利用最終月）の末日までに届け出がない場合は、翌月分の利用者負担金が発生します。



▲放課後児童クラブ退所届

オ 放課後児童クラブ利用者負担金（利用料金）

放課後児童クラブの運営は、保護者の皆様に納付していただく利用者負担金（利用料）によって支えられています。公平で円滑な運営を行うため、利用者負担金を期限内に納付していただきますようお願いいたします。

なお、未納がある場合は入所調整（優先順位）に影響が出る可能性があります。現在未納がある方は、早急に納付又は市役所子育て支援課へ相談してください。

公設の放課後児童クラブ利用者負担金は、原則として口座振替によりお支払いいただきます。口座振替の申込みが済んでいない方は、以下のとおり手続きをお願いします。

なお、入所形態が「一時入所」の場合は口座振替ができないため、口座振替の申込みは不要です。月ごとの利用日数が確定した後に郵送される納付書にて納期限までにお支払いください。

口座振替申込（通常入所に限る）

1 口座振替の申込方法

次の2種類のいずれかの方法によりお申込みください。

(1) Web 口座振替申込【申込期限：入所開始月の10日まで】

パソコン・スマートフォンなどから、口座振替の申込みができます。金融機関の窓口へ行く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。また、土日や夜間の手続きにも対応しています。詳しくは、市ホームページ及び Web 申込ページをご覧ください。



▲市ホームページ
案内ページへアクセス



▲口座振替 Web 申込サービス
申込ページへ直接アクセス

(2) 口座振替依頼書【申込期限：入所開始月の前月末営業日まで】

通帳と届出印を持参の上、直接金融機関へ行ってお申込みください。

2 取扱金融機関

- | | | |
|--------------|----------|-------------|
| ・群馬銀行 | ・足利銀行 | ・東和銀行 |
| ・アイオー信用金庫 | ・しのめ信用金庫 | ・桐生信用金庫 |
| ・中央労働金庫 | ・あかぎ信用組合 | ・ぐんまみらい信用組合 |
| ・佐波伊勢崎農業協同組合 | ・ゆうちょ銀行 | |

3 口座振替日

利用した月の末日（土日祝日の場合は翌営業日。12月に限っては25日）

※残高不足になると口座振替ができません。振替日前に残高の確認をお願いします。

4 注意事項

- 既に登録した口座を変更したい場合も、Web 又は直接金融機関でお申込みください。
- 本人又はきょうだいが入所し、口座振替でお支払いをされていた場合は、年度が替わっても同じ口座から振替となりますので、新たな手続きは不要です。

減免申請

公設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者について、市民税が非課税である、市民税が均等割のみ課税である又は生活保護を受けている場合は、利用者負担金が減額又は免除になります。

以下のとおり、対象になるかご確認いただき、必要に応じて手続きをお願いします。対象になるかの確認方法やよくあるご質問等は、市ホームページに掲載しておりますので確認してください。



▲市ホームページ

「放課後児童クラブ利用者負担金減免制度・助成事業」

1 減免期間、減免基準及び減免額

(1) 非課税要件

【4月～6月分】

減免期間：令和9年4月～令和9年6月のうち入所承諾期間内

減免基準	減免額
保護者の令和8年度（令和7年分の所得）の市民税が非課税である	1／2減額
保護者の令和8年度（令和7年分の所得）の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている	1／4減額

※令和8年1月1日時点で伊勢崎市に住民登録がなかった方は、その時点で住んでいた市区町村の非課税証明書又は課税証明書が必要です。

【7月～3月分】

減免期間：令和9年7月～令和10年3月のうち入所承諾期間内

減免基準	減免額
保護者の令和9年度（令和8年分の所得）の市民税が非課税である	1／2減額
保護者の令和9年度（令和8年分の所得）の市民税の所得割が非課税であって均等割のみ課税されている	1／4減額

※令和9年1月1日時点で伊勢崎市に住民登録がなかった方は、その時点で住んでいた市区町村の非課税証明書又は課税証明書が必要です。

※毎年6月に市民税の年度切替があります。4月から6月利用分を非課税要件で減免を受けている場合で、引き続き7月から翌年3月利用分までの減免を受けるためには、再度減免申請が必要となります。

(2) 生活保護要件

減免期間：令和9年4月～令和10年3月のうち入所承諾期間内かつ生活保護受給期間内

減免基準	減免額
保護者が生活保護を受けている	全額免除

※生活保護受給証明書が必要です。

2 申請に必要なもの

- 減免申請書（申請場所に用意してあります。）
- 申請者の本人確認書類（運転免許証等）

3 申請期限

毎月10日（土日祝日の場合は前開庁日）まで。

期限までに申請した場合、期限日の属する月からの利用者負担金が減免になります。

※申請期限を過ぎた場合、翌月分の利用者負担金から減免になります。

（例）4月10日に提出 ⇒ 4月分から減免 4月11日に提出 ⇒ 5月分から減免

4 申請場所

- 市役所子育て支援課（東館2階28番窓口）
- 各支所（赤堀・あずま・境）市民サービス課

5 その他注意事項

入所承諾期間内で減免が決定されますので、入所申込をして入所承諾を受ける度に、減免申請も必要となります。一時入所等、断続的に入所申込をする場合は、減免申請の漏れがないよう注意してください。

減免の対象者であっても申請書を提出しなかった場合は減免の適用にはなりませんので予めご了承ください。

3 よくあるご質問



質問	回答
月の途中から入所することはできますか。	民設の放課後児童クラブへの入所可能時期については、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブへの入所は毎月1日からとなっており、月の途中から入所することはできません。
定員の空き状況を教えてください。	民設の放課後児童クラブの空き状況については、市がリアルタイムで把握することは出来かねますので、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブの空き状況については、市役所子育て支援課まで問い合わせてください。
公設の一斉入所の申込結果が不承諾だった場合、5月以降の随時入所で再申込をすることはできますか。	再申込をすることはできますが、長期休暇期間（夏休み等）を除き、入所ができる可能性は低いため、民設の放課後児童クラブに入所申込をしていただくことを推奨します。
就労証明書は手書きでないといけないですか。	就労証明書は手書きである必要はありません。市ホームページから様式をダウンロードできますので、就労先が入力したデータを印刷して提出してください。
就労証明書の代表者名は本社の社長ですか。それとも支店の支店長ですか。	就労証明書の代表者名の欄は、就労先において就労者の就労内容が証明できる職責のある方であれば問題ありません。この場合、代表者名が代表取締役であるほか、支店長や営業所長等の場合でも受け付けることができます。
現在、求職中ですが、放課後児童クラブに入所することができますか。	民設の放課後児童クラブの場合は、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブの場合は、求職中であっても、入所申込はできます。ただし、求職中の場合は入所調整における優先度が低く、就労中の人が優先されます。
放課後児童クラブへ入所した後、仕事を辞めた場合は退所しなければなりませんか。	民設の放課後児童クラブに入所している場合は、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブに入所している場合は、仕事を辞めた後でも、求職中であれば引き続き入所できます。 放課後児童クラブを必要とする事由が就労中から求職中に変わる場合は、速やかに「放課後児童クラブ申込事項変更届」（15 ページ参照）及び「放課後児童クラブを必要とする届出書」を提出してください。 また、新しい就労先が決まった際にも、改めて「放課後児童クラブ申込事項変更届」（15 ページ参照）を提出してください。

質問	回答
産前・産後休業期間の放課後児童クラブへの入所について教えてください。	民設の放課後児童クラブの場合は、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブの場合は、出産（分娩）予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで入所可能です。 (例)出産予定日が10月15日の場合、8月1日から12月31日まで入所可能 また、就労を事由として入所承諾を受けた後に産前・産後休業に入る場合は、速やかに「放課後児童クラブ申込事項変更届」（15 ページ参照）を提出してください。 入所承諾期間中はそのまま入所を継続することができます。
放課後児童クラブを利用する際に、児童が一人で行って帰って来ることはできますか。	民設の放課後児童クラブの場合は、各クラブまで直接問い合わせてください。 公設の放課後児童クラブの場合は、児童の安全を考慮し、原則として保護者の送迎をお願いしております。 やむを得ない都合により送迎ができない場合は、個別にクラブへ問い合わせてください。



MEMO



 伊勢崎市

福祉こども部子育て支援課

電 話：0270-27-8805

FAX：0270-26-1808

メール：katei@city.isesaki.lg.jp